

令和5年6月27日

令和5年第2回岬町議会定例会

第3日会議録

令和5年第2回（6月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和5年6月27日（火）午前10時25分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 寺田 晃久 兼危機管理担当課長
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田 尚司
副 町 長 上田 隆	総務部理事 兼財政改革部理事 栞山 信幸
教 育 長 古橋 重和	まちづくり戦略室 企画政策推進監 寺田 武司
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部 総括理事 辻里 光則
総務部長 会計管理者 西 啓介	しあわせ創造部理事 松本 啓子
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事 吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 岩田 圭介 兼青少年センター所長
都市整備部長 奥 和平	
教育次長 小川 正純	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和5年6月7日から6月27日（21日）

○会議録署名議員

3番 早 川 良 4番 中 原 晶

議事日程

日程第 1	常任委員長報告
日程第 2 議案第34号	工事請負契約の締結について（町営多奈川小田平住宅 長寿命化改修工事（1期工事））
日程第 3 議案第35号	製造請負契約の締結について（岬町公開型・統合型G I S導入等業務）
日程第 4 議案第36号	令和5年度岬町一般会計補正予算（第4次）について
日程第 5 議員提出議案第4号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

(午前10時25分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第2回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時25分です。

本日の出席議員は12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、常任委員長報告を議題とします。

6月8日の本会議において、総務文教委員会に付託いたしました議案について、同委員会より慎重に内容の審査をしていただきました結果を総務文教委員長から報告を求めます。

総務文教委員長 早川 良君。

○早川 良総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

6月8日の本会議において本委員会に付託されました1件の案件について、6月15日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第31号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第3次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり質疑応答があり、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまから議案第31号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第3次）について、討論を行

います。討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第31号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第3次）について、反対の立場で討論に参加いたします。

この第3次補正予算の中には、マイナポイント事業費として最大2万ポイントの付与期限が本年9月末まで延長されることに伴う予算が含まれており、マイナンバーカードの活用に関わって、相次いでトラブルが発生している下で、新たな被害者が生まれかねないことから、反対するものであります。

全国で発生・確認をされているトラブルについては、皆さんご承知のとおりだと思いますが、コンビニ証明書交付サービスで23件、障害者手帳の別人ひもづけ事例が62件、別人へのマイナポイント付与が172件、公金受取口座が他人の口座に登録されていた事例が748件、また同口座が本人ではなく家族等の名義の口座に登録されていたものが約13万件という報道がございます。

最大の問題はマイナ保険証であると考えられるものであります。別人の情報が登録されていたという案件が全国で7,300件以上、そしてシステムの不具合で実際に無保険扱いになり、医療費を窓口で10割負担せざるを得なかった方が、発覚しているだけでも少なくとも776人という確認がされております。こういったトラブルに住民が巻き込まれかねないと考えられるものであり、反対するものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を起立により採決します。

本件について、総務文教委員長長の報告は原案可決であります。

総務文教委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で、総務文教委員会に付託されました案件は議決されました。

総務文教委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでした。

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第34号、工事請負契約の締結について（町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（1期工事））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第2、議案第34号、工事請負契約の締結について（町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（1期工事））をご説明いたします。

提案理由といたしましては、町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（1期工事）の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（1期工事）、契約の方法は制限付一般競争入札でございます。

契約金額は1億5,444万円、うち消費税及び地方消費税の額は1,404万円であります。

契約の相手方は大阪市東住吉区湯里2丁目18番7号、株式会社ヤマモト、代表取締役山本長一でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明をいたします。議案書に添付しております参考資料の入札結果経過調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は議会の議決日から令和6年3月15日まで、入札予定価格は税抜きで1億8,720万円となっております。

入札予定価格が3,000万円以上のときは低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで1億6,022万1,000円と定め、事前に公表を行いました。同じく入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けており、失格基準価格は税抜きで1億3,291万2,000円と定めております。

なお、失格基準価格につきましては事前公表ではなく落札者の決定後に公表を行っております。入札年月日は令和5年6月5日でございます。

岬町建設工事競争入札実施要綱第3条の規定では、入札予定価格税込が2億円を超える建築工事については、一般競争入札による契約事務の執行を執り行うことと定めており、本工事は税込の入札予定価格が2億円を超えることから、一般競争入札により契約事務を執り行っております。

なお、一般競争入札の実施に当たっては、不良不適格事業者の排除や工事の品質確保の観点から、参加資格を設けて公告を行っております。

調書記載の11社から参加申し込みが行われ、参加申し込み後、4社が事前辞退し、7社が応札し、3社が調査基準価格を下回りました。

最低価格で入札した業者の入札価格は失格基準価格を上回っていることから、この業者から当該価格で入札した理由、入札価格の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、6月9日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて調査を行いました。

業者の積算では、工事目的物を作るために直接必要とされる費用である直接工事費は、町の設計額を下回っておりましたが、必要な経費の見積もりが行われており、取引業者の協力と現金決済により経費を抑えることができるとの説明がありました。

必要な項目についての積算が行われていることから、契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して6月12日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の75%となっております。

参考資料の裏面をご覧ください。本工事は岬町住宅長寿命化計画、令和4年3月に策定に基づく事業で、工事対象は町営多奈川小田平住宅38棟のうち1期工事として1から15棟、主な工事の内容は、屋根及びとい改修工事、外壁改修工事、アスベスト含有塗材除去工事、その他改修工事となっております。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 ただいま説明のありました工事概要の中で、主な工事内容ということで資料の中にアスベスト含有塗材除去工事という記載がございます。ということからすると、今お住まいになっている、というか今ある住宅の塗材、これはどこから壁かと思いつつ読んでいたのですが、これにアスベストが含まれている状況があるのだということを思いつつ資料を見せていただきました。

それで、そういう状況にあるとするならば、今お住まいの方には健康上の問題が発生するということはないのか、封じ込めということがきちんとなされていると考えていいのか。

それから、工事の手法についてもアスベストが外に漏れないような工事の処方がきちんとなら

れるのか、それから工事中の健康被害、アスベストを要するに吸い込むということですが、そういうことにならないのか。その辺りについてご説明をいただきたいということが一つです。

それから、ご説明にあったとおり岬町営住宅長寿命化計画に基づく事業であるということで、小田平住宅の半分より少ない数ですが、棟数ですが1期工事ということになっていて、残りが2期工事ということだろうと推察しているのですけれども、この住棟を1期工事として選んだ事情といたしますか、そのあたりについて少し参考までにお聞きしておきたいと思います。

この長寿命化計画を改めて拝見させていただきましたが、そこは要するに古い住棟からやはりつけていけないといけないということかとも思ったのですが、それと同時に、ライフサイクルコストという考え方が記載されていて、工事をすることによって長い期間この町営住宅を維持し、そのことによって全体としてのコストを下げるという考え方に基ついてこの計画も立てられているし、工事も進めていくということが分かったのですけれども、計画からしますと、古い方から手をつけていくということは分かるのですが、15棟まで、1から15棟というのが1期工事に指定されています。ただ、15棟より17、18棟の方が建築年が僅か1年なのですけれども、古いわけなのです。ライフサイクルコストの面から見ても17、18号棟の方が、費用対効果が高い、要は縮減できる、コストが縮減できる割合が高いということではないのかなと思っているのですが、そういうことであるならば、なぜ1から15棟というくくりになさったのか。1から14棟までは、私も理解はできるのです。けれども15棟というのがちょっとなぜ15棟なのだろうと想着いて、それも15棟、16棟と隣にあるけれども、ここは15棟、1棟だけ隣り合わせに建っているのだけれど、片方だけするのだと思っただけで見ていたのですが、そのあたりの1期工事、2期工事の振り分け方といたしますか、そのあたりについての考え方を参考までにお聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 それでは答弁をお願いします。

奥部長。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずアスベストの除去工法についてご説明させていただければなと思います。

このアスベスト除去につきましては、水を使った専用の超高压洗浄機というのを使い、洗浄と除去を同時に行うこととしておりまして、この工法は、飛散することなく施工期間も短縮できるということで採用させていただいています。ということは、その機械で閉じ込めて、アスベストを飛散させない工法が、今現在できていますので、それを採用したということで、住まれている方また工事をされる方の安全面というのは確保できるというふうに考えております。

あともう一点ですが、1から15で、長寿命化計画では14までは大体39年から33年経過しており、15については32年になっていると、なぜ15で止めたかというのが、私どもでいきますと金額も2億を越す設計でありましたので、財政面とか国の補助金の関係もありまして、15棟ぐらいで止めたというのが現状になります。

続いてその小田平住宅を引き続きやっていくのかということでございますと、まず次は平野北住宅のほうをさせていただいて、今年度で残りの小田平の設計をさせていただくような準備をしておりますので、よろしく申し上げます。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 アスベストの除去については、技術の革新といいますか、新しい、そんな工法があるのだということを知りました。参考になりました。

健康被害が生じる心配がないということが確認できてよかったと思います。

もう一つ、なぜ15棟まででということについては、ご説明いただいてそうなのかと受け止めるしかないわけなのですが、ちなみにこの長寿命化改修工事に関わっては、今年度の予算のときに工事とそれから管理業務の委託料というものも予算上にあったわけですが、この管理業務委託料というのは別立てという考え方になるということですね。もともと予算で、2億2,600万円ということで予算上は長寿命化改修工事として計上されておりましたが、その点から見ると、今回その入札予定価格が1億8,720万円ということで、これは、消費税は除きますから、消費税を入れたら2億円を超える、2億円ちょっとの金額になりますが、予算の規模からいくと2億2,600万円の予算を取っているのにな、15棟はやめて、やめてと言ったら怒られますが、17、18棟を先にしたほうが少しでも、何か財政面でも効果があるのではないのかということをおもったものですから、お聞かせをいただいたところです。

私が今こうしたらいいのになと思ったのは、結果論という面もありますので、また安全に工事が進められるように、またお住まいの方もご苦勞なされることもあるでしょうから、丁寧に工事が完了することを願っております。

○竹原伸晃議長 他に質疑はございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 私からもアスベスト含有塗材除去工事についてお伺いしたいのですが、先ほど奥部長からその工法についてはお聞きをし、ある程度理解はできました。聞くところによると、超高压洗浄機で水による封じ込めで、またそのまま処理するというふうにお聞きしておりますが、その中でいくと、その飛散というのは最小限に抑えられるのかなということだと思います。

ただ、どこまで近隣住民の方々への周知というのをどこまでされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 松尾議員の質問に回答させていただきます。入居者様とは調整という形になりまして、その調整につきましては担当課、建築課になるんですが、建築課の職員が中心となって、区長に相談し、その工事するに当たっても説明が必要ですので、その中でアスベストのお話も十分させていただきながら進めていきたいなと思ってます。

説明会とかそういう大きなことじゃなしに、区長に相談して、区長がそれでも説明会開こうよとなれば開きますけども、一人ずつ対応していくほうがいいのかなと、より住民さんには丁寧かなと、今のところはそう考えております。

○竹原伸晃議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 分かりました。

例えばそのアスベストがあるからということで、その説明がなければその情報が独り歩きして、余計な不安をあおることになりかねないので、そこは区長と相談しながら丁寧に事を運んでいただければなど、これは要望で終わっておきます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号、工事請負契約の締結について（町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（1期工事））を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第35号、製造請負契約の締結について（岬町公開型・統合型GIS導入等業務）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第35号、製造請負契約の締結について（岬町公開型・統合型GIS導入等業務）をご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町公開型・統合型GIS導入等業務の実施に当たり、製造請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、岬町公開型・統合型GIS導入等業務、契約の方法は随意契約でございます。契約金額は6,105万円、うち消費税及び地方消費税の額は555万円であります。

契約の相手方は、大阪市中央区南船場2丁目3番2号、国際航業株式会社大阪支店、支店長金岡賢二でございます。

事業概要及び契約の経過につきましてご説明いたします。議案書に添付しております参考資料の1ページをご覧ください。

業務名は岬町公開型・統合型GIS等業務、契約期間は議会の議決日から令和6年3月31日まででございます。

業務概要は、本件はデジタル田園都市国家構想交付金事業として実施する事業で、公開型・統合型GIS導入業務、システム運用保守を含む、基盤図作成、地形図修正業務、道路台帳電子化業務、法定外公共物電子化業務、公有財産台帳電子化業務、下水道台帳電子化業務、システム運用保守業務を含むとなっております。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式により決定した優先候補者との随意契約でございます。今回の業務は業務が複数の部署にまたがり、専門的な技術や知識またクリエイティブさが求められる業務であることから、価格だけでなく企画内容や提案内容、事業者への信頼性などを含めて業者を選定する必要があると判断し、業者の参加を広く募集し、企画提案者などにより契約締結交渉者を決定する公募型プロポーザルを実施いたしました。

契約のスケジュールは5月16日に参加条件、業務の仕様を定めたプロポーザルの公募を行い、5月26日の参加申し込みの締め切り期限までに2事業者から申し込みがあり、6月14日までに提出された企画提案書に基づき、6月16日に2事業者のプレゼンテーション及びヒアリング

を実施いたしました。6月19日に優先交渉事業者を決定し、業務内容及び見積金額の精査を行い、6月23日に仮契約を締結いたしました。

審査経過ですが、企画提案書及びプレゼンテーションの審査に当たりましては各業務の担当部長及び課長7名で構成する選定委員会で行いました。

審査の結果、得点順位の和が少ない国際航業株式会社大阪支店を優先交渉事業者として決定いたしました。国際航業の提案は、本庁が求める機能要件を全て満たし、保守費用を含めた総事業費が最も安価で将来の財政負担が少なく税務課の固定資産情報システムのサーバーとの統合によるコストの削減が期待できるものであり、またGISの導入実績も豊富で、本庁の業務にも精通していることなどが評価されたところです。

最後に参考として、今回の業務が製造請負契約として議会の議決が必要となった理由を記載させていただきます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例では、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負が議会の議決に付さなければならない契約と定めております。

今回のGIS導入等業務は、GISシステムの導入だけでなく、GISに搭載するために各種データの電子化を行うこととし、事業を円滑に進めるため、全ての業務を一括して発注いたしております。

単にシステムの導入やデータの電子化であれば役務の提供となり、製造の請負とはなりません。今回の電子化に当たりましては、長年更新が行われていない地形図や、道路台帳などの更新も行うこととしており、地形図や台帳を成果品として納品いただくこととしております。

これらの業務は製造の請負に該当するため、全体業務としては一部であります。全体として製造の請負の契約と判断されることから、議案として提案させていただいたものでございます。なお今回の発注に当たっては、業務が複数にわたり専門的な業務であることから、仕様書等の作成に時間を要するとともに、公募型プロポーザルの手続にもスケジュールを要し、また交付金事業として今年度中に事業を完成させる必要があるため、追加提案となったことをご理解願います。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 参考資料としていただいている書面の中からお尋ねします。

3番の業務概要のところ、下水道台帳を電子化業務(システム運用保守業務を含む)という記

載がございます。これは、もともとこの統合が公開型・統合型GIS導入業務の中に個別のものが幾つかあるのですけれども、もともとこの下水道台帳についても検討されていた、予定されていたのかどうかお聞きしたいと思います。

それから資料の2ページで審査結果について記載をされているのですが、この評価基準は公表されているのでしょうか。審査結果の表を見ますと、その総得点は今回提案のある国際航業株式会社大阪支店が高いのだけれど、得点順位の和というのが低いものが優秀だという判断なのだと書いてあり、何か私にはよく分かりません。何か得点と言えばテストで得点が高ければ高い方がよいのかと思ってしまいますのですけれども、その評価基準について資料が今日はありませんので、その評価基準を見たら分かるのかというように思っています、評価基準が公表されているのか、されていないのであれば資料として参考までにいただいております、お答えをいただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 西総務部長。

○西総務部長 1点目の下水道台帳が今回も含まれて、当初が含まれていたのかということだと思っておりますけれども、もともと下水道台帳もシステム化はしておるんですけれども、なかなか更新業務が行われてないということで、今回GISの導入に合わせて地形図それから各種台帳の更新業務も併せて行うということで、それに合わせて台帳の電子化システムも更新を行うということで当初から予定していたものでございます。

2点目の評価の考え方なんですけれども、これは得点でいきますと国際航業が一番高いということで、今回7名の選定委員の方で2事業者を評価いたしました。その中で順位をつけております。国際航業が高いとなれば1、Aの業者が評価として2番目やったら2ということになりまして、各7名の順位を足したのが順位の和となりますので、順位の和が少ない方が優秀ということになってまいりますのでご理解いただけたらと思っております。

今回、総得点それから順位の和とも、国際航業のほうが優れていたということになってまいります。

○中原 晶議員 以上ですか。

○西総務部長 評価の基準、評価の内容につきましては公告の中で公表しておりますので、後ほどまた公告の写しをお渡しさせていただきます。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 資料については後ほど写しをいただけるということで、ありがとうございました。

それからその特定順位の和の意味が、説明を聞いて分かりました。得点とついているから、私

がうまく理解ができなかったのだと思ったのですが、要するに順位、1位、2位、3位、4位、今回1位、2位しかないわけですが、その和が低いほうが優秀だということは理解ができました。

それから、1点目にお答えいただいた下水道台帳電子化業務のことで、事情はお察ししますし、この機会にということでお伺いになったというのは理解できるのですが、その当初から予定していたということで、これは予算書にはどのように記載をされていたのか、下水道の特別会計にこの事業が業務の委託料という格好で記載されていたのか。

というのは、私はこういうのはよく分からないから、この随意契約のその金額の妥当性がどうなのかということを考えてわけです。それで、今年度の予算をめぐって見てみますと、その業務概要の5つ目まで、一番上は公開型・統合型GIS導入業務委託料という格好で、委託料としてざっとその業務一つ一つの予算が書いてあったわけなのです。でそれを合計すると5,378万6,000円だったというわけなのです。それならあとの下水道台帳のその業務については、私自身は見つけられなかったという状況がありまして、予算書をめぐってはみたのですが、それで私はもう単純に足し算して比較するしか方法がないので、そういうことをやってみたということなのです。単純ではないと思うのですが、先ほどの説明でもあったとおり、新しい分野でもありますし、いろいろな恐らく提案の中でアイデアも示されたり、やはり使いやすいものを開発していただくということであると、単純に電子化すればいいというものではないだろうと思いますので、その点では私がしたような、今年度の予算書の委託料を全部足し算した金額との比較ということにはならないだろうとは思ってはいるのですが、そういうことをこの審議に当たり調べてみていたものですから、その点をお答えいただきたいなど、その下水道台帳の電子化業務当初から予定されていたということでしたので、予算書で私は見つけられなかったもので、どこにどういう予算として記載されているかを教えていただきたいということです。

それから、併せてお尋ねしますが、今回公開型・統合型GIS導入等業務ということで、住民側から見ると、恐らく住民からこれを利用するということになれば、例えばホームページなどにこのデジタル化されたものがアップされていて、いろいろ見ることができたり、調べることができたりして便利になるのかなと思っているのですが、追加や更新に当たり、またその都度一定の予算が発生してくると考えていていいものなのでしょうか、お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。1点目の予算の件でございますが、今回公告に当たっては事業予算の総額として6,198万円、予算額ということで公告に載せまして、各事業

者からの提案を受けたところでございます。

で、ご質問の下水道につきましては、予算書でいきますと284ページの下水道資産管理システム導入委託料及び下水道資産導入管理システム保守委託料、それから漁業集落につきましては予算書312ページの下水道資産管理システム導入委託料、下水道資産管理システム保守委託料、この合計額と議員おっしゃられる一般会計予算のデジタル関連予算の合計をしますと、もともとの額になってまいります。

それと更新のお話ということで、このGISにつきましては職員が自ら作成して更新することも可能になってまいります。どんどん職員のほうが業務に関連するものをつくって、アップすることによりまして、住民の方の利便性の向上につながっていくというふうに考えております。あとシステムの運用保守が別途かかってまいります、今回のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては3年間の保守費用も交付金の対象として見ていただけるようになっておりますので、我々は3年間分の保守を含めた中での運用を、今回提案を求めたところでございます。

あと3年以降については、保守料が発生してくるということになってまいります、年間恐らく100万以内の保守運用費用がかかってくる、全てのシステムの運用を含めたものでございすけども、必要になってくるというふうに試算しております。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 分かりました。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうからもこのGISの導入について、1点ご質問させていただきます。今回、契約の相手方は国際航業株式会社というところで、この会社のホームページ等々を確認させていただくと、確かにいろいろなこういった地図情報システムというところを取り扱われている業者さんかと拝見しているのですけれども、1個気になったのが、こちらの業者さんで法人向け製品とあと行政機関向け製品というところで、製品ラインナップが分けられていて、その中の一つに地図情報システムというカテゴリがあるんですね。その中で今、法人向けとしてはいろいろな製品ラインナップが見受けられたのですけれども、行政機関向けというところに一つもこの製品ラインナップが見受けられなくて、法人向けと、行政機関ということは、行政機関ってやはり業務の内容が特殊なので、それはそれで専門的な知識が必要かと思うのですけれども、この国際航業株式会社さんはほかの自治体でのこの地図情報システムを導入した実績があるのかどうか、そちらのほうを確認されていますでしょうか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。今回のG I Sの導入業務の実施に当たりまして、実施した公募の参加要件というのがございまして、その中には過去5年間に地方公共団体の間でG I Sの導入実績があることということを条件づけております。

国際航業につきましては、全国でもG I Sの導入実績がございまして、大阪府内においても複数の団体で国際航業のG I Sシステムを導入しております。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号、製造請負契約の締結について(岬町公開型・統合型G I S導入等業務)を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第36号、令和5年度の岬町一般会計補正予算(第4次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第4、議案第36号、「令和5年度岬町一般会計補正予算(第4次)について」をご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、6月2日の台風2号の影響による豪雨に伴い被災した町道、林道、河川水路に係る災害復旧事業、補助金の交付決定を受けた中学校体育館空調整備事業、補助金の内示を受けた文化センターのトイレ改修及び防水改修事業、国の災害査定認定を受けた

多奈川地区多目的公園法面災害復旧事業などを早期に実施するために、必要な経費を計上いたしております。

なおこれらの事業は、いずれも先に提出させていただいております一般会計補正予算（第3次）編成以降に補正予算の編成が必要となったことから、追加議案として提案させていただいたものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配布させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照願います。

それでは議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億485万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,436万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては、9ページから12ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして多奈川地区多目的公園災害復旧費国庫負担金5,746万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、平成29年10月の台風21号及び平成30年7月豪雨等により発生した、多奈川地区多目的公園内法面の地滑りに係る災害復旧事業に充当するための国庫負担金を計上いたしております。

府支出金といたしまして、738万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては国庫支出金でご説明させていただいた多奈川地区多目的公園内法面の地滑りに係る災害復旧事業に充当するための府費負担金195万6,000円を、文化センターにおける利用環境の改善のため多目的トイレの設置とトイレの洋式化、屋上防水事業に充当するための地方改善施設整備費補助金543万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、1,268万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算の編成に際して必要な財源として財政調整基金繰入金1,041万7,000円を、多奈川地区多目的公園内法面の地滑りに係る災害復旧事業への充当財源といたしまして、多奈川地区多目的公園管理基金繰入金97万8,000円を、西畑池谷地区の危険木伐採事業への充当財源として森林経営管理基金繰入金129万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸収入といたしまして、中学校体育館空調整備事業に充当するための石油ガス災害バルク等導入事業費補助金4,211万3,000円を計上いたしております。

町債費といたしまして、8,520万円を計上いたしております。内容といたしましては、中学校空調整備事業に充当するための中学校整備事業債5,940万円を、多奈川地区多目的公園災害復旧事業に充当するための多奈川地区多目的公園災害復旧債2,580万円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお詳細につきましては、13ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

民生費といたしまして、724万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、文化センターの快適な利用環境の整備のため多目的トイレの設置とトイレの洋式化を行うための文化センター改修工事設計委託料100万円を、文化センターのトイレ改修工事と雨漏り部分の修繕工事に624万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、129万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては西畑池谷地区に隣接した山林について、枯れた樹木が隣接する住宅地へ倒木するおそれがあるために行う危険木伐採工事を計上いたしております。

教育費といたしまして、1億157万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては石油ガス災害バルク等導入事業費補助金を活用し、発電機能を有したLPガス式の空調機を整備することで、熱中症対策などの学校教育環境の向上や災害時の避難所環境の向上を図るため、中学校体育館空調設置工事監理業務委託料160万円を、中学校体育館空調設置工事9,997万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

災害復旧費につきましては9,474万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、平成29年10月の台風21号及び平成30年7月豪雨等により発生した多奈川地区多目的公園内法面の地滑りについて、これまでの観測結果から地滑りの全容解明に至り、国による災害査定を受検したため、令和5年度から令和7年度にかけて行う災害復旧工事の令和5年度分として8,620万円を、台風2号の影響による豪雨により被害を受けた林道について、土砂等の撤去や道路路肩崩壊箇所の復旧を行うための林道長谷線災害復旧工事788万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に4ページをご参照願います。「第2表債務負担行為補正」をご覧ください。多奈川地区多目的公園災害復旧事業を追加するもので、期間は令和7年度、限度額を7億8,528万6,000円とするものでございます。

続いて5ページをご参照願います。「第3表地方債補正」をご覧ください。

起債の目的として中学校整備事業5,940万円を、多奈川地区多目的公園災害復旧事業2,

580万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 文化センター改修費について質問いたします。

この文化センターの改修費につきましては昨年度、令和4年度にも予算計上されておりました、それが予算計上されていたが府から補助金が見つらずに、一旦取り下げになったという経緯を記憶しています。今回またその文化センターの改修費としてこれが上がってきているのですが、質問するのは今回のこの改修工事の内容というのは、去年予算計上していたものと、同じ内容なのか、あるいはその予算の都合で変更になったのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 坂原議員の質問にお答えいたします。

今回の工事につきましては、令和4年度当初に要求しました工事内容と同じでございまして、内容につきましてはトイレの改修工事につきましては、車椅子で文化センターを利用される方が利用できるように、従来からあり使用していない湯沸室を撤去し、女性用和式トイレ1基を統合し、洋式トイレ1基を備えた多目的トイレに変更いたします。また、女性用の残り1基の和式トイレを洋式トイレに変更。また、各トイレの出入口が内向きの扉となっていることから、洗面台を一つ撤去することになりますが、外向きの扉に変更し出入りのしやすい環境にいたします。また男性用トイレ、唯一の和式トイレ1基を洋式トイレに変更。女性用同様、内向き扉を外向け扉に変更いたします。

二つ目の工事、雨漏りの工事につきましては、文化センターにございます集会場の多奈川駅側で雨漏りが発生しておりますので、防水工事を行うものでございます。

もう一点の設計費の増加についてでございますが、今回の補助申請の際、前回の予算額で受け入れてもらえるかを改めて建築課に積算依頼しましたところ、物価高騰などの要因で上げる必要があるとのことでした。今回上げさせていただきました委託料は、当該積算によるものとなります。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 昨年度の予算計上と同じ工事内容ということでした。予算の関係でその工事箇所が削減されたり、なったらちょっと大変かなと思ひ質問したのです。文化センターは公共施設として結構利用者も多い施設と聞いております。しかし大変古くなって、あちこちガタがきているということも十分以前から聞いておりました。

今回、また設計委託料も物価高騰によりそれも上乘せしてもらったわけですね、結構だと思ひます。住民が安全に安心して使えるような文化センターになるように、よろしくまたお願いいたします。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうから中学校体育館の空調設置工事についてお伺いさせていただきます。

これにはこれまで各3小学校、それで今、町民体育館で順番についていて、残り中学校が残っていた状況で今、やっと補助金もついて今年度工事していただけるというところで、この猛暑が厳しい中で快適な学校生活で、また避難所としてもすぐ有効活用できるようになるというところで、住民さんにも有益なものかと思うのですけれども、工事するとなったときに、やはり納期、いつ頃完成するのかというこの1点が気になるところでして、特にまだまだ半導体とかいろいろな部品が不足しているというところを懸念されているので、今の段階でこの工事の完了時期というところを、もしも分かるようでしたら回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、谷地議員の質問にお答えさせていただきます。

今予算は、6月に今回の議会でご承認をいただきまして、その後7月に入ってから、入札の手続をさせていただきます。ついては5,000万円を超える案件でございますので、9月議会にかけさせていただいて正式に業者を決定すると。それ以降で工事を始めていきますけれども、少なくとも2月15日が実績報告の提出期限でございますので、それまでに少なくとも1月いっぱいまでには、工事を完了していきたいなというふうに思っています。

○竹原伸晃議長 よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 令和5年度岬町一般会計補正予算（第4次）について、賛成討論、よかったですか。

○竹原伸晃議長 反対の方おられたら先にさせていただこうと思いますが、ないようですので、奥野議員、お願いします。

○奥野 学議員 令和5年度岬町一般会計補正予算（第4次）について賛成討論させていただきます。

今回の第4次補正予算の中には、先ほど谷地議員も言われておりましたが岬中学校体育館の空調機設置工事が含まれております。令和3年度には町内3小学校体育館、令和4年度には町民体育館、今年度令和5年度には最終の岬中学校の体育館に空調機が設置されるものであります。担当教育委員会学校教育課において、多額な補助金の確保をしていただき、設置の運びとなります。担当課におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

そして昨日も、多奈川小学校体育館内で車椅子ダンスの3小学校の6年生の合同授業がございました。そのときも、体育館内のエアコンがよく効いて快適な授業となっておりますことをお伝えし、賛成討論いたします。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第36号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第5、議員提出議案第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のと

おり提出いたします。

提出者 瀧見明彦

賛成者は次のとおりです。なお敬称を略させていただきます。

賛成者 早川 良

大里武智

谷崎整史

坂原正勝

奥野 学

谷地泰平

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

我が国の温室効果ガスの排出削減や自然環境の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、森林環境税は令和6年度から課税されるが、森林環境譲与税は令和元年度から譲与が開始されております。

その用途については、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等に関する費用に充てるとされております。

しかし、森林環境譲与税は総額の50%を市有林、人口林面積30%を人口、20%を林業就業者数に応じて分配され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず人口が多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるほか、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されます。

よって国においては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向性で、譲与基準の見直しを速やかに実施すること。加えて、国の一般会計における森林予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。令和5年6月27日、大阪府泉南郡岬町議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、農林

水産大臣であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 ただいまご提案をいただいた意見書の内容については、賛成できるというふうに見えるものです。意見書の本文を読み上げていただきましたけれども、提案者がおっしゃるように、森林面積が少ないにも関わらず人口が多い大都市に対する配分額が多くなっているという問題がありますし、その譲与基準の見直しは必要であろうというふうに私も考えるところであります。

それから、加えてということで、国は一般会計における森林予算の拡充を要望するというところで、これは安定的な財源確保という視点から必要なことだと考えるものであります。

そこで提案者のお考えをお尋ねいたしますが、この財源の問題で、今年度末で期限切れとなります復興特別住民税の看板をかけ替えて、森林環境税として徴収が引き続き住民に対して行われていくということになっているわけなのですが、この財源について私自身はこういった格好で国民一人一人、個人に負担を求めるのではなくて、この目的の達成を考えた場合に、国ですとか温室効果ガスの排出企業等が負担するべきではないのかと思っているのですが、その点について提案者のお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君、自席で答弁できますので、よろしくお願いいたします。

○瀧見明彦議員 中原議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいま申し上げられたとおり、今回の意見書を提出するに当たりまして、林野庁のホームページにうたわれております森林環境税及び森林環境譲与税というところの部分を参考にさせていただきました。その中にうたっておりますのが今、中原議員がおっしゃられたとおり、個人住民の均等割における国税として一人年額1,000円を市町村が徴収するというような形でうたっておられます。

それが、今回、市町村からの課税ということで、本来の趣旨からいけば企業等が負担されるのが本来の筋ではございますが、今後、譲与のほうが令和元年度から始まっておりますので、混乱を避けるためにも、このまま引き続き財源に関しましては市町村で課税していただくような形、そして、いずれ企業等が負担するような形に持っていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより議員提出議案第4号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 以上をもちまして、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第2回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午前 11時34分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年6月27日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 早 川 良

議 員 中 原 晶